

第1回土庄町入札契約監視委員会

次 第

日時 令和5年7月25日（火）午後2時から
場所 土庄町役場 3階 防災対策室

- 1 開会
- 2 副町長あいさつ
- 3 委嘱状の交付
- 4 委員及び事務局の紹介
- 5 委員長の選出
- 6 議事
 - (1) 入札制度改革の進捗状況について
 - (2) 指名停止業者の報告について
 - (3) 令和4年度中の入札契約について
 - (4) その他
- 7 閉会

資料1

資料2

資料3

土庄町入札契約監視委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

所	属	役職等	氏名
国立大学法人 香川大学大学院 地域マネジメント研究科		特命教授	渡邊 誠
碧海総合法律事務所		弁護士	徳田 陽一
白川公認会計士事務所		公認会計士	白川 尊大

【任期】

令和5年7月20日から令和7年7月19日まで

土庄町入札契約監視委員会設置条例

(設置)

第1条 町が発注する建設工事、委託業務、物品の購入等（以下「工事等」という。）に係る入札及び契約手続における透明性及び公正性の確保を図るため、土庄町入札契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 町が発注した工事等に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 工事等のうち、委員会が抽出したのものに関し、一般競争入札に係る入札参加資格要件の設定の経緯、指名競争入札に係る指名の経緯、随意契約の経緯等について審議を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員4人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他町長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要により委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、会計課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

官製談合再発防止対策

令和 5 年度からの改正点の概要

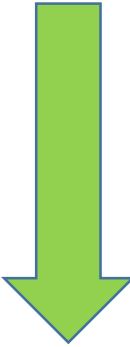
土庄町入札契約監視委員会資料

1 権限の分散、情報漏洩対策の徹底

(1) 価格情報の管理の徹底

従来

施工伺いに金入り設計書を添付して決裁区分に応じた決裁



施工伺いの際に、設計価格そのものや、事業の細部までを網羅した資料を添付していたが、政治家である首町を含めた幹部職員が設計価格を知ることができない体制の構築

R5~

①実施設計書を関係者のみで課内決裁（係⇒上司⇒補佐⇒課長）

②施工伺いには金入り設計書を添付せずに決裁

1 権限の分散、情報漏洩対策の徹底

(2) 決裁区分の見直しと予定価格の封かんプロセスの分離

従来

項目	町長	副町長	課長
施工伺い、契約	500万円以上	500万円未満	30万円未満
予定価格、最低制限価格	500万円以上	500万円未満	130万円未満
指名競争入札参加者の決定	500万円以上	500万円未満	130万円未満

↓ 決裁区分と予定価格の封かんプロセスを分離

1,000万円以下の入札案件については副町長以下の幹部職員に決裁権限を委任

R5~

項目	町長	副町長	課長
施工伺い、契約	1000万円以上	1000万円未満	130万円未満
予定価格、最低制限価格	-	130万円以上	130万円未満
指名競争入札参加者の決定	-	130万円以上	130万円未満

※指名競争入札参加者の決定における130万円未満の決裁は会計課長

1 権限の分散、情報漏洩対策の徹底

(3) その他の情報管理に係る基本的事項の徹底

従来

積算システムへのアクセス、電子ファイルへのパスワード設定
ミスプリントの廃棄方法、資料の保管場所、私用携帯電話 etc
⇒統一したルールはなく職員個人に任せた管理



情報漏洩対策における基本的事項の徹底

R5~

積算システム及び電子ファイル…パスワード設定による管理
ミスプリント…シュレッダーによる廃棄
資料の保管場所…各課で指定した施錠される書庫に保管、鍵の秘匿
入札中の資料保管…会計課にて預かり、開札まで保管
携帯電話…公用の携帯電話、パソコン、固定電話に限定

2 公平性・競争性の確保

(3) 一般競争入札の適用範囲の拡大等（一般競争入札の適用範囲）

従来

5000万円以上…建築一式

3000万円以上…土木一式、解体、その他

1500万円以上…電気、管

130万円以上…舗装、機械器具設置、電気通信



これまでの指名競争入札を中心とした考え方から、

入札契約の原則である一般競争入札を中心とした考え方への転換

R5～

1000万円以上…土木一式、建築一式、電気、管、解体、その他

130万円以上…舗装、機械器具設置、電気通信

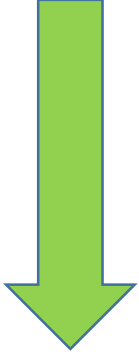
500万円以上…測量・建設コンサルタント業務等

2 公平性・競争性の確保

(3) 一般競争入札の適用範囲の拡大等（審査を行う組織）

従来

建設工事等入札参加資格審査委員会
公正入札調査委員会



現状の実態に合わせて入札等審査委員会（仮称）に名称を変更し、公正入札調査委員会と一元化し、捜査機関（公正取引委員会、警察）に速やかに通報する体制の導入

談合情報等があった場合の調査審議を行う組織と機能を一元化

R5～

土庄町入札等審査委員会設置要領の新規制定（所管課：会計課）

従来の2つの委員会を一元化

談合に関与した職員に対する損害賠償に関する事務も行う

3 ペナルティ措置の拡大による抑止力の向上

(1) 違反を犯した者の競争入札参加資格の取消し等（指名停止期間）

従来

町発注工事に関し談合等による独占禁止法違反または逮捕
↳「逮捕または公訴の提起を知った日から 12月以上24月以内」
香川県の指名停止期間と同じ期間を指名停止



談合に関与した事業者に対して、原則24カ月の指名停止措置を適用させた上で、3年間の入札参加資格停止措置の導入

R5～

町発注工事に関し談合等による独占禁止法違反または逮捕
↳「逮捕または公訴の提起を知った日から 12月以上36月以内」
原則として36月の指名停止措置
一般競争入札においては、指名停止期間中の参加を認めない

3 ペナルティ措置の拡大による抑止力の向上

(1) 違反を犯した者の競争入札参加資格の取消し等（違約金）

従来

談合等を理由とした契約解除…不可
違約金…契約額の1/10（契約解除した場合について記載なし）
公正取引委員会の処分又は刑の確定判決で首謀者と判明…5/100



違約金を契約額の1割としているものを2倍以上に拡充

R5~

談合等を理由とした契約解除…可
違約金…契約額の2/10（契約解除の有無を問わない）

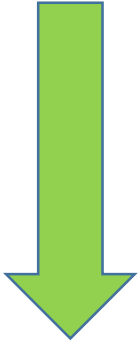
ただし、独禁法の命令や刑の確定等が要件となる

4 執行体制等の改革

(1) 入札契約事務の執行体制の強化

従来

令和3年度まで建設課が所管し、官製談合事件を受けて令和4年度から総務課が所管



情報管理を徹底する観点から多様な事務を所掌している総務課ではなく、出納室を会計課（仮称）に改組した上で会計課が入札事務を所掌する体制を構築

R5～

出納室を会計課に改組
入札に関する業務は会計課の所管
（入札事務、入札参加資格申請事務）

5 監視、検証体制の強化

(1) 入札契約監視委員会（仮称）の設置

従来

監視を行う組織なし



入札契約事務の適正な執行状況等について、第三者による中立・公正な立場から客観的に監視する体制の構築

R5~

土庄町入札契約監視委員会の設置

6 職員倫理、服務規範の徹底

(1) 職員倫理行動規範（仮称）の策定

従来

町独自の行動規範はなし



外部、内部からの圧力に屈しない高い公務員倫理を保持するための指針を策定

R5～

条例及び規則を新規に制定

- ・ 土庄町長等の倫理に関する条例
- ・ 土庄町長等の倫理に関する条例施行規則
- ・ 土庄町職員の倫理に関する条例
- ・ 土庄町職員の倫理に関する条例施行規則

6 職員倫理、服務規範の徹底

(2) 定期的な研修の実施

従来

公正取引委員会が行う官製談合防止の研修に参加

定期的に研修を実施

- ・ 職員を対象とした入札契約事務や公務員倫理等の職員研修
- ・ 地域の事業者を対象とした入札契約制度の研修
- ・ 議会議員を対象とした研修

R5～

公正取引委員会が行う職員向けの研修を毎年受講
役職研修等における研修の他、定期的に公務員倫理等の研修を開催

6 職員倫理、服務規範の徹底

(3) 公正入札・官製談合防止マニュアル（仮称）の策定

R5～

土庄町公正入札・官製談合防止マニュアルを新規策定

官製談合防止の啓発

- ・官製談合防止法の概要等を記載

職務を行う上での基本的事項をルール化

- ・秘密の保持、資料等の適正管理、設計・積算等の基本的ルール

談合情報があった場合の対応

- ・入札前、契約前、契約後のそれぞれにおける談合情報に対する対応方法
（公正取引委員会及び警察への通報の時期、方法など）

公益通報制度の啓発

- ・土庄町の公益通報制度の概要を記載

今後の検討事項

- 1 (4) 予定価格の事前公表を取りやめ
- 2 (1) 変動型価格決定方式を予定価格にも対象を拡大
変動型価格決定方式の変動範囲を±1%に拡大
- 2 (2) 総合評価落札方式及び低入札価格調査制度の導入
- 4 (2) 変動型価格決定方式の算定をデジタル化、自動化
- 6 (2) 公正取引委員会の講師派遣による事業者向けの研修

分類		対策内容	例規整備	マニュアル	備考		
1	権限の分散、情報漏洩対策の徹底	(1) 価格情報の管理の徹底	施工伺いへの添付資料の簡素化、設計金額の秘匿		○	金入り設計書の添付を廃止	
			10万円未満単位の切上げなど				
			価格情報に触れる職員の制限		○	担当、直属の上司のみ	
		(2) 決裁区分の見直しと予定価格の封かんプロセスの分離	決裁区分と予定価格の封かんプロセスを分離、予定価格の封かんは入札契約事務の実務を担っている建設工事等入札参加資格審査委員会の委員が中心となって行う	○		施工伺い … 町長 価格の決定 … 副町長	
			1,000万円以下の入札契約案件については副町長以下の幹部職員に決裁権限を委任	○		130万円未満 → 課長 130万円以上 → 副町長	
		(3) その他の情報管理に係る基本的事項の徹底	積算システムへアクセスできる者の制限（実務者と担当係長のみとする。）		○		担当者用のフォルダで管理
			電子ファイルへのパスワードの設定		○		パスワード設定
			ミสปrintのシュレッダー廃棄		○		実施中
			施工伺い作成過程の資料の保管場所の施錠と鍵の保管場所の秘匿		○		入札前…各課で場所を指定 入札中…会計課で保管
			公用の携帯電話を導入		○		導入済み
私用の携帯電話、スマートフォン、パソコン等で行うことは禁止すべき			○				
(4) 予定価格の事前公表について	予定価格の事前公表については取りやめ						
2	公平性・競争性の確保	(1) 変動型価格決定方式の本格的導入	予定価格にも対象を拡大				
			変動範囲を現行よりも大きくし、基準価格の±1%の範囲				
		(2) 総合評価落札方式、低入札価格調査制度など価格以外の要素を評価する入札手法等の導入	総合評価落札方式の導入				
			低入札価格調査制度の導入				
		(3) 一般競争入札の適用範囲の拡大等	建設工事、管工事、電気、機械工事については1,000万円以上	○		1,000万円以上を対象	
			物品調達、測量・建設コンサルタント業務などの役務については500万円以上	○		500万円以上の業務を対象	
	「建設工事等入札参加資格審査委員会（委員長は副町長）」を「入札等審査委員会（仮称）」に名称を変更するとともに、「公正入札調査委員会」との一元化	○		土庄町入札等審査委員会			
3	ペナルティ措置の拡大による抑止力の向上	(1) 違反を犯した者の競争入札参加資格の取消し等	談合に関与した事業者に対しては、原則として指名停止期間は土庄町建設工事指名停止等措置要領上の最長の期間（24ヶ月）を適用	○		原則36月の指名停止措置	
			最長3年間の入札参加資格停止措置の導入				
			関与した役場職員等（特別職である町長、議員等を含む。）に対しては、損害賠償を請求すること	○		土庄町入札等審査委員会の所掌事務	
			違約金を契約額の1割としているものを2倍以上	○		1割→2割	
			入札参加資格登録時の審査において、過去の指名停止や違法行為への関与の有無を審査項目に加える				
4	執行体制等の改革	(1) 入札契約事務の執行体制の強化	出納室を会計課（仮称）などに改組	○		会計課	
		(2) 価格算定のデジタル化、電子入札の適用拡大等	変動型価格決定方式（ランダム係数）の算定は、人間の作為が介在する余地をなくす観点から機械的に算出する仕組みとする				
			価格情報の予見を困難にする観点から端数の処理（予定価格、最低制限価格、調査基準価格等）は行わないこと				
			段階的に全面的な電子入札への移行				
(3) 人事異動の適切な実施	最長でも3年に一度程度は人事配置を転換することなど人事戦略上の措置の導入						
5	監視、検証体制の強化	(1) 入札契約監視委員会（仮称）の設置	識経験者等からなる「入札契約監視委員会（仮称）」を設置し、落札率や契約状況等の状況の監視を行う体制を構築	○		土庄入札契約監視委員会	
		(2) 捜査機関（公正取引委員会、警察）との連携体制の構築	捜査機関（公正取引委員会、警察）に速やかに通報する体制の導入		○	マニュアルに明示	
			外部からの談合情報が寄せられた際、入札は中止し、設計内容の見直しを行うこととすべき		○	マニュアルに明示	
6	職員倫理、服務規範の徹底（事件を風化させない仕組みの構築）	(1) 職員倫理行動規範（仮称）の策定	「職員倫理行動規範」（仮称）（町長を含む特別職についての内容を含む。）を策定すべき	○		倫理に関する条例及び規則（町長、職員）	
		(2) 定期的な研修の実施	定期的に職員研修を実施すべき		○	実施中	
			捜査機関の協力を得て、地域の事業者を対象とした入札契約制度の研修の実施				
		(3) 公正入札・官製談合防止マニュアル（仮称）の策定	札業務や公共工事に関係する職員が遵守すべき事務手順や、談合情報が寄せられた場合の対応などについて分かりやすく解説した「公正入札・官製談合防止マニュアル」（仮称）を策定すべき		○	公正入札官製談合防止マニュアル	

入札状況一覧表(総括表) R4年度

資料 3

工事入札件数

工事の種類 入札参加資格	一般競争入札					指名競争入札				合計
	町内のみ	郡内のみ	県内のみ	制限なし	小計	A以上	B以上	C以上	小計	
土木一式工事	6		2		8	2	3	18	23	31
建築一式工事					0		3	-	3	3
電気工事		2	1		3			4	4	7
管工事	1				1			1	1	2
舗装工事		4			4				0	4
機械器具設置工事			4		4				0	4
電気通信工事					0				0	0
解体工事					0		1	1	2	2
合計	7	6	7	0	20	2	7	24	33	53

※ 一般競争入札は全て入札後審査型一般競争入札

※ 指名競争入札に付する基準

工事の種類	設計金額 (税込み)
土木一式工事	3,000 万円未満
建築一式工事	5,000 万円未満
電気工事	1,500 万円未満
管工事	1,500 万円未満
舗装工事	130 万円未満
機械器具設置工事	130 万円未満
電気通信工事	130 万円未満
解体工事	3,000 万円未満

委託入札件数

業務の種類	一般競争入札	指名競争入札	合計
建築	0	10	10
地質	0	2	2
土木・測量・計画・その他	0	13	13
合計	0	25	25

※ すべて指名競争入札

随意契約件数

種類	件数
工事	3
委託	2
合計	合計

平均落札率(工事)

土木一式工事	一般競争入札		96.71
	指名競争入札	A以上	98.65
		B以上	96.91
		C以上	97.63
建築一式工事	指名競争入札	B以上	97.16
電気工事	一般競争入札		96.52
	指名競争入札	C以上	95.45
管工事	一般競争入札		97.76
	指名競争入札	C以上	95.05
舗装工事	一般競争入札		96.88
機械器具設置工事	一般競争入札		95.77
解体工事	指名競争入札	B以上	97.97
		C以上	96.00

平均落札率(委託)




建築	指名競争入札	82.47
地質	指名競争入札	92.93
土木・測量・計画・その他	指名競争入札	92.07

一覧表の表記における注記

金額表示

設計金額	…税込み
予定価格	…税抜き
最低制限価格	
落札価格	

着色表示

	…落札価格が予定価格と ±1% 以内
	…落札価格が最低制限価格と ±1% 以内
	…応札者が 1者 のみ 予定価格・最低制限価格と同額で落札